

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2025年4月2日提出

【発行者名】 H C アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森本 紀行

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田神保町二丁目11番地

【事務連絡者氏名】 翁 将也

【電話番号】 03-6685-0681

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 H C インカム～夢のたね

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年6月21日付をもって提出した有価証券届出書（2024年12月20日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下、「原届出書」といいます。）の「第二部 ファンドの情報」「第三部 委託会社等の情報」に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するとともに、2025年4月2日付で行った約款変更を添付書類（約款）に追加するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示します。また、<更新・訂正後>に記載している内容は、原届出書が更新訂正されます。

第二部【ファンドの情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<更新・訂正後>

ファンドの関係法人

当ファンドの関係法人とその名称、関係業務および運営の仕組みは、次のとおりです。

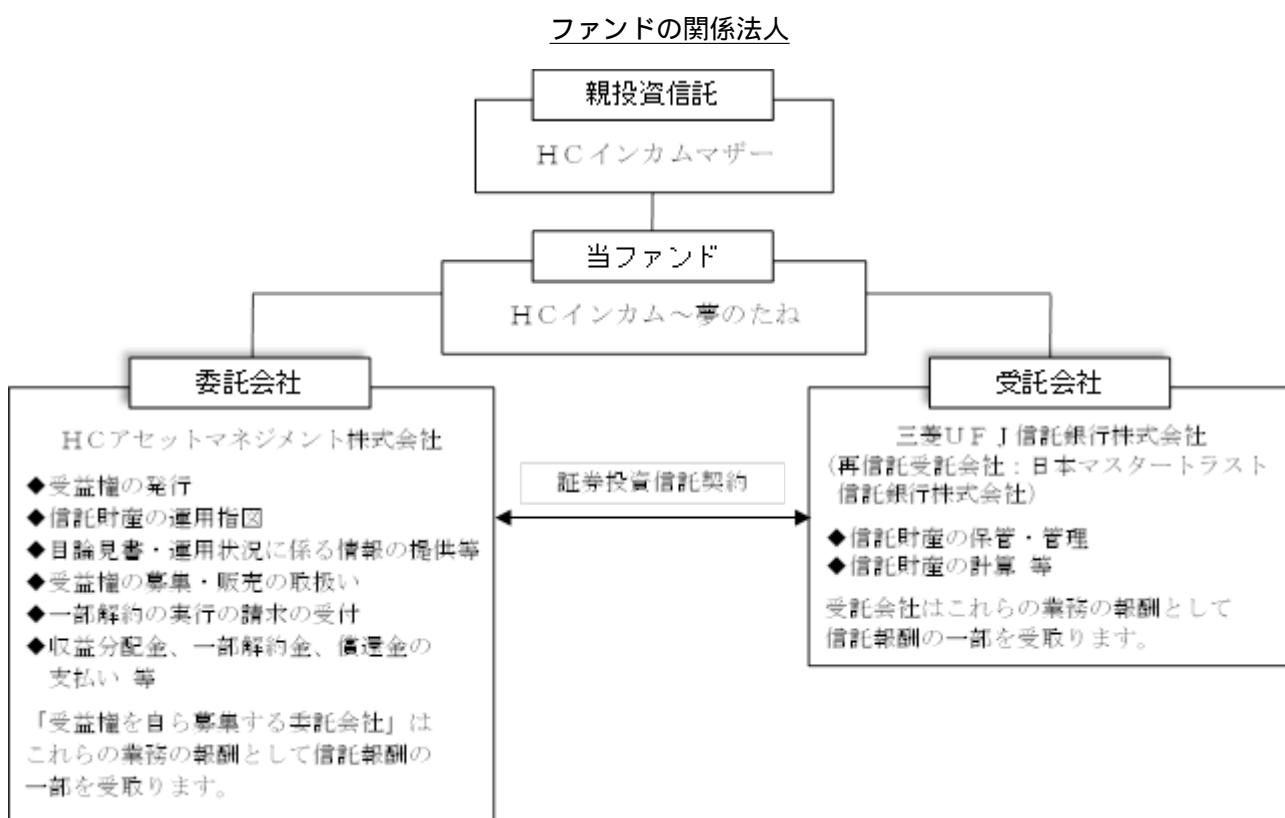
a . H C アセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、当ファンドの受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用状況に係る情報の提供を行います。また、自己の発行した当ファンドの受益権を自らが募集するため、販売会社の機能（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・一部解約金・償還金等の支払い等）も有しています。

b . 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として、当ファンドの信託財産の保管・管理、信託財産に関する計算等を行います。



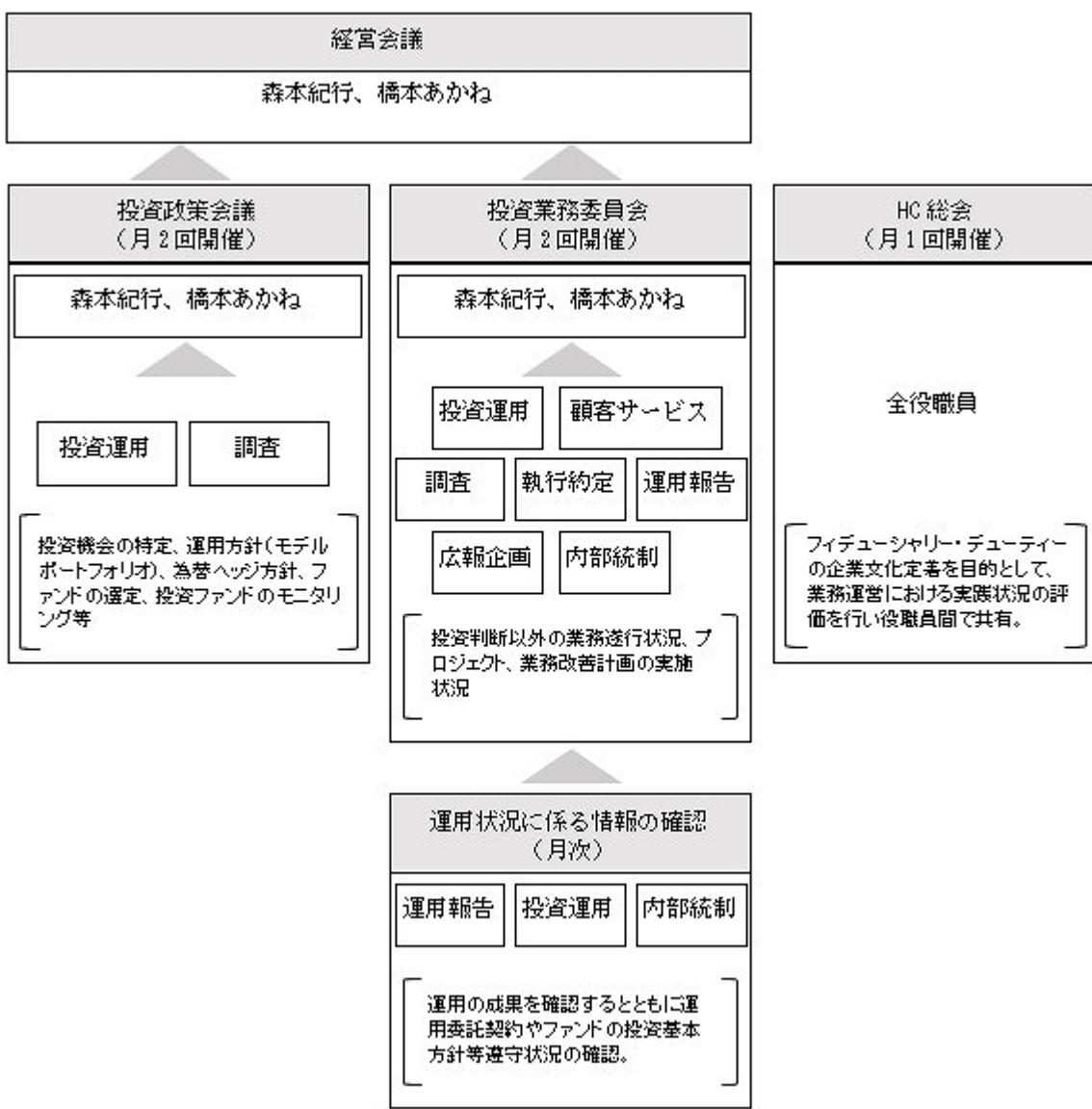
以下、略

2 【投資方針】

(3) 【運用体制】

当ファンドに関する委託会社の運用体制

<更新・訂正後>



H C アセットマネジメントでは、上記の機能担当者が、投資機会の発掘、運用方針の策定、約定、計測、運用報告、お客様サービスを担当します。

- 毎月2回開催される投資政策会議は、議決権を持つ2名の取締役と投資運用、調査担当者で構成されます。投資機会の特定、運用方針（モデルポートフォリオ）、為替ヘッジ方針、ファンドの選定、投資ファンドのモニタリングにつき付議報告され、承認されます。ポートフォリオマネジャーは、運用目標を実現するために、投資機会を特定し、適切な分散を図り、実損の可能性を最小化する方策を検討のうえモデルポートフォリオを定めます。投資政策会議決定事項は経営会議報告事項です。
- 毎月2回開催される投資業務委員会は、議決権を持つ2名の取締役と投資運用機能の各業務責任者で構成され、投資判断以外の業務遂行状況、プロジェクト、業務改善計画の実施状況が経営会議付議報告されます。
- 月次に作成する運用状況に係る情報確認時に、投資運用部門全体で、運用の成果を確認するとともに運用委託契約やファンドの投資基本方針、投資対象および投資制限に沿う形で行われているか、遵守状況の確認を行います。
- また、フィデューシャリー・デューティーを企業文化として定着ならしめるため、フィデューシャリー連絡会を毎月開催し、業務運営における実践状況の評価を行い、役職員間で共有します。

社内規程

以下の規程等に基づき運営しています。

- ・ 投資運用業に係る業務運営規程
- ・ 投資信託委託業に係る業務運営規程
- ・ 有価証券の募集に係る業務運営規程
- ・ 顧客管理に関する規程
- ・ 分別管理に関する規程
- ・ 投資運用業に関する従業員服務規程
- ・ 有価証券等の募集又は私募に関する従業員服務規程
- ・ 経営リスク管理基本方針
- ・ 投資運用リスク管理規程
- ・ 流動性リスク管理規程
- ・ 情報・文書管理規程(個人情報管理規則、マイナンバー取扱規則)
- ・ 内部監査規程
- ・ 反社会的勢力への対応に関する規程

受託銀行に関する管理体制について

信託財産の管理業務の遂行能力として、受託銀行の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証し、定期的な資産残高照合等を通じて業務が適切に遂行されているかの確認を行います。また、内部統制報告書を定期的に入手し、報告を受けています。

(注) 上記の運用体制は提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<更新・訂正後>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の信託報酬率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分は、ファンドの純資産総額の残高に応じて次のとおりとします。

段階料率です。

ファンドの 純資産総額	500億円 以下の場合	500億円超 1,000億円 以下の場合	1,000億円超 1,500億円 以下の場合	1,500億円超 2,000億円 以下の場合	2,000億円 超の場合
信託報酬率	年1.133% (税抜年 1.03%)	年1.023% (税抜年 0.93%)	年0.913% (税抜年 0.83%)	年0.803% (税抜年 0.73%)	年0.693% (税抜年 0.63%)
<委託会社 (販売会社)>	年1.00% (税抜)	年0.90% (税抜)	年0.80% (税抜)	年0.70% (税抜)	年0.60% (税抜)
<受託会社>	年0.03% (税抜)	年0.03% (税抜)	年0.03% (税抜)	年0.03% (税抜)	年0.03% (税抜)

支払先の役務の内容

<委託会社>	<受託会社>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定報告等の作成、基準価額の算出等 ・ 購入後の情報提供、運用状況に係る情報の提供、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

以下、略

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

中略

<更新・訂正後>

運用状況に係る情報の提供等

- a . 委託会社は、毎決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用状況に係る情報を提供します。
- b . 投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に定める情報は、「受益権を自ら募集する委託会社」を通じて受益者に提供します。
- c . 投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める情報は、委託会社のホームページに掲載します。
- d . 委託会社のホームページ <https://www.hcax.com>
- e . 上記c . については、受益者から交付の請求があった場合には、これを交付します。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新・訂正後>

(1) 資本金の額(2025年4月1日現在)

資本金 2億1,280万円

発行可能株式総数 30,000株

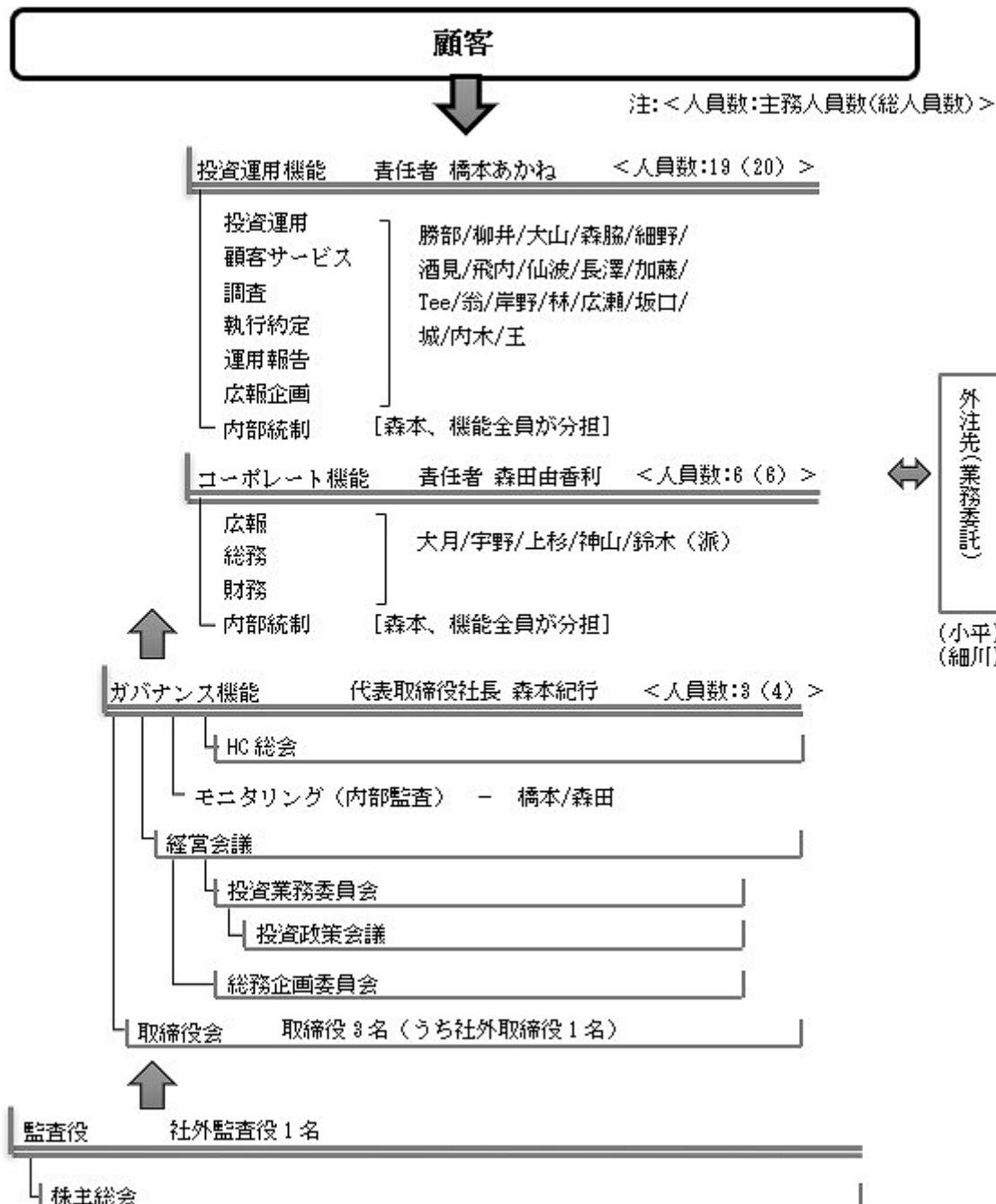
発行済株式総数 9,004株

最近5年間における主な資本金の額の増減 最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構(2025年4月1日現在)

組織体制

委託会社の組織体制は、業務をその機能ごとに区分した「業務機能」を定義し、「業務機能」を所管する「責任者」が担当する機能において、顧客本位の業務運営に必要となる意思決定をする体制となっており、その具体的な内容が「組織規程」にて定められています。また、組織体制の変更は取締役会での承認事項として「業務分掌規程(決裁権限例表)」に定められています。なお、その組織図は以下のとおりです。



取締役会および監査役による業務執行の監視・監督

委託会社は、取締役会および監査役制度を採用し、取締役会および監査役による取締役の業務執行の監視・監督を実施しています。

委託会社の取締役会は、取締役3名（うち社外取締役1名）および監査役1名で構成されており、毎月1回取締役会を開催し、各業務機能の業務執行状況の報告を受けることで取締役の業務執行の監督を行っています。

監査役は、株主総会、取締役会、経営会議および委員会に出席し、役職員から報告を求め、また財産の状況等の調査を通じ、取締役の業務執行の監視・監督を行っています。

取締役会および監査役が取締役の業務執行の監視・監督を行うため、法令諸規則に準拠していない業務執行が行われた場合は、その経緯および今後の対応を取締役会で報告すべきことが「過誤訂正規則」にて定められています。

各業務担当の業務内容および業務分掌

委託会社は、投資信託委託業務と販売業務およびその関連業務を行います。

(1) 投資信託委託業務

ファンドの設定、信託財産の運用指図、目論見書および運用状況に係る情報の作成、一部解約の実行、収益分配金の再投資等を行います。

(2) 販売業務およびその関連業務

ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）をする業務、顧客の本人確認を行う業務、ウェブサイトを企画する業務、ウェブサイトを運営する業務、投資信託分別管理に関わる業務等を行います。

以下、略

<添付書類>

追加型証券投資信託 HCインカム～夢のたねと親投資 HCインカムマザー
約款変更実施後の約款全文を添付します。

なお、変更箇所は以下の通りです。

追加型証券投資信託 HCインカム

<訂正前>

第46条のうしろにあった文言の削除（（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）は削除）

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<訂正後>

（運用状況に係る情報の提供等）

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

親投資信託 HCインカムマザー

<訂正前>

(運用報告書)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

<訂正後>

(運用状況に係る情報)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。